

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年3月14日

【四半期会計期間】 第2期第3四半期(自平成30年11月1日至平成31年1月31日)

【会社名】 株式会社ビジョナリーホールディングス

【英訳名】 VISIONARYHOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星 崎 尚 彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号  
NEWS日本橋堀留町6階

【電話番号】 03-6453-6644(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 三 井 規 彰

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号  
NEWS日本橋堀留町6階

【電話番号】 03-6453-6644(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 三 井 規 彰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期 第3四半期 連結累計期間	第2期 第3四半期 連結累計期間	第1期
会計期間	自 平成29年5月1日 至 平成30年1月31日	自 平成30年5月1日 至 平成31年1月31日	自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日
売上高 (千円)	15,899,893	19,816,535	21,776,194
経常利益 (千円)	382,512	540,728	587,794
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	298,144	417,806	725,832
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	370,896	496,568	784,912
純資産額 (千円)	944,125	1,923,291	1,382,169
総資産額 (千円)	14,240,126	15,393,179	14,054,206
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	1.53	1.68	4.11
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	1.07	1.57	2.88
自己資本比率 (%)	5.0	10.4	8.1

回次	第1期 第3四半期 連結会計期間	第2期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成29年11月1日 至 平成30年1月31日	自 平成30年11月1日 至 平成31年1月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	0.93	0.00

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第1期第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社メガネスーパーの四半期連結財務諸表を引き継いで作成しております。
- 4 前四半期連結会計期間は、当社設立後最初の四半期連結会計期間ですが、「第3四半期連結会計期間」として記載しております。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容の重要な変更と主要な会社の異動は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分と名称を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「 当第3四半期連結累計期間」の「3. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

### (小売事業)

従来「眼鏡等小売事業」と表示していたセグメントの名称を「小売事業」に変更しております。事業内容の変更はありません。

また、2018年8月にEYESTYLE 5店舗を運営する株式会社VISIONIZEの全株式を取得し子会社化しました。

### (卸売事業)

第1四半期連結会計期間より、当社グループがアイケアカンパニーとして今まで培ったプライベートブランド(PB)商品・アイケアサービス、そしてそのノウハウを、メガネ業界だけにとどまらず、あらゆる業界や分野に向けての情報発信と販路開発を積極的に行うことで、さらなるアイケアニーズの掘り起こしと事業基盤の強化・拡大を図ることを目的として当社の子会社として株式会社VisionWedgeを設立し、連結子会社としております。

また、2018年8月には世界トップブランドのアイウェアを手掛けるマルコリン社(イタリア)の日本総代理店である株式会社VISIONIZEの全株式を取得し子会社化しました。

### (EC事業)

事業内容の変更及び主要な関係会社における異動はありません。

### (その他)

事業内容の変更及び主要な関係会社における異動はありません。

この結果、平成31年1月31日現在では、当社グループは、当社及び連結子会社7社により構成されることとなりました。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

当社は平成29年11月1日に単独株式移転により株式会社メガネスーパーの完全親会社として設立されましたが、連結の範囲については、それまでの株式会社メガネスーパーの連結の範囲と実質的な変更はありません。

第1四半期連結累計期間より、5月1日に当社の子会社として株式会社VisionWedgeを設立したことに伴い、卸売事業を新規に追加しました。また前連結会計年度まで「眼鏡等小売事業」と表示していたセグメントの名称を「小売事業」に変更しております。セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、好調な輸出に支えられた企業業績に牽引され雇用情勢の改善や個人消費は持ち直しの動きが見られるなど、景気は回復基調となりました。一方、企業の人手不足感や、アメリカの保護主義政策による米中貿易戦争に代表される地政学的リスクの高まり、各国株式市場の不安定さと、依然として先行き不透明な状況で推移しております。

当社グループが属しております眼鏡小売市場におきましては、市場規模は微増ながらも拡大傾向が続いておりますが、低価格均一店の成長が続いている一方、高齢化の進展による老視マーケットの拡大、VDT (Visual Display Terminals) 高頻度使用による若年層における視力低下、疲れ目やスマホ老眼解消の需要の高まりを背景として、老視レンズ、遠近両用レンズ等の累進型レンズへの需要が拡大していることから、低価格均一眼鏡と視環境の改善、いわゆる付加価値を求める需要層に二極化する傾向がみられます。また、供給面においては、既存量販店、専門店、中小店を中心に価格競争の激化、労働需要の逼迫や経営者の高齢化による事業承継問題等により減少傾向がみられるなど、需要層の二極化と相まって業界再編の機運が高まっているものと予想されます。

このような経済・経営環境のもと、当社グループは中期経営計画に基づき、平成29年4月期以降を「再成長期」と位置づけ、持続的に発展できる事業基盤の構築に取り組んでまいりました。平成29年11月1日には、単独株式移転の方法により、株式会社メガネスーパーの完全親会社として当社を設立し、以降、当社グループは、最新のテクノロジー、マーケティング手法、独自に知見を有する組織の相乗効果による五感創出企業としての成長を目指しており、成長のシナリオとして、次世代型店舗への移行、商圈に合わせた出店の継続、事業拡大を支える人材採用と教育の継続、目の健康プラットフォームを通じたM&Aの推進、新たな市場開拓を目指すウェアラブル端末事業の成長、の5項目を基本戦略としております。

2018年5月には卸売事業への進出を企図し、メガネ・サングラス・補聴器関連商品の卸しや店舗運営コンサルティング等を担うVisionWedge社を設立したほか、2018年8月には世界トップブランドのアイウェアを手掛けるマルコリン社（イタリア）の日本総代理店であり、ファッション性に富んだ眼鏡、サングラス等を販売する「EYESTYLE」を直営展開する株式会社VISIONIZEの全株式を取得し子会社化しております。

またAPファンドから支援された平成24年1月以降の「事業再生期」を終え、「再成長期」という新たなステージを迎えたことにより、独立企業として持続的な発展を実現するための中長期的なオーナーシップについて、APファンドと協議を進めてまいりました。その結果、より多様な当社株式の保有者層、並びにより高い流動性を形成する為に、新株の発行を伴わない当社株式の売出しによるオーナーシップの変更が最適との結論に至り、平成30年8月に公募売出しを実施いたしました。これにより当社グループは、独立企業として一般株主の皆様と共に、持続的に発展できる成長基盤の構築、並びに事業基盤の強化と経営効率の向上に取り組み、企業価値の成長を目指しております。

当第3四半期連結累計期間における経営成績は、当社の小売事業及びEC事業ともに好調に推移したことに加え、今期より開始した卸売事業の業績寄与により、売上高は19,816百万円（前年同期比24.6%増）と前年同期を大きく上回る結果となりました。

一方、損益につきましては、上述いたしました売上増により、営業利益は599百万円（前年同期比41.6%増）、経常利益は540百万円（前年同期比41.4%増）の増加となりました。また、今期も引き続き、経営資源の有効活用による

資産の効率化を図るため固定資産の売却を進めた結果、特別利益として固定資産売却益29百万円、賃借人都合による退去に伴う立退料収入15百万円、特別損失としては、YNメディカル社との和解損失120百万円、改装・閉店により固定資産除却損44百万円、今期中の移転もしくは閉店の意思決定した店舗の損失見込額として、減損損失18百万円と店舗閉鎖損失12百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は417百万円（前年同期比40.1%増）となりました。

当第3四半期連結累計期間における事業の種類別セグメント業績の状況は次のとおりです。

## 1. 小売事業

当社グループの中核事業である小売事業は、日本人の眼の健康寿命を延ばす「アイケアカンパニー宣言」を掲げ、眼の健康寿命の延伸をテーマに、視力だけでなく生活環境や眼の調節力も考慮した「トータルアイ検査」や、いつでも最適な状態のメガネに調節する「スーパーフィッティング」、購入後の充実したサポートを受けられる「HYPER保証システム」、「メガネと補聴器の出張サービス」、頻繁に使うコンタクトレンズ用品をまとめて定期的にご自宅にお届けする「コンタクト定期便」といった画期的なサービス活動を提供しております。

当第3四半期連結累計期間におきましては、中期経営計画の基本戦略に基づき、次世代型店舗への移行、商圏に合わせた出店の継続、目の健康プラットフォームを通じたM&Aの推進、に取り組んでまいりました。

### 次世代型店舗への移行

2015年より当社グループが掲げるアイケアサービスを更に拡充・先鋭化させ、新規客数と客単価の向上による売上増加を目指します。具体的には、新しく導入される検査機器群、お客様個人の空間を確保した店舗レイアウト、高単価店舗に相応しい上質な店内環境を特徴とします。

平成29年11月23日に全面リニューアルしたメガネスーパー高田馬場本店を皮切りに、前期中に3店舗のリニューアル（内1店舗は移転リニューアル）と1店舗の新規出店を実施いたしました。当第3四半期連結累計期間におきましては、6月に6店舗、8月に1店舗、9月に3店舗、10月に6店舗、11月に6店舗、12月5店舗、のリニューアル（内10月の1店舗と12月の1店舗は移転リニューアル）、と9月に1店舗、11月に1店舗の新規出店を実施いたしました。当第3四半期連結会計期間末におきまして27店舗となりました。

### 商圏に合わせた出店の継続

当社の数百万人に上るCRMデータから分析した商圏特性に合わせ、「次世代型店舗」「従来型店舗」「コンタクト専門店」など、当社の有する複数フォーマットの中で最適な形態による出店を行います。

当第3四半期連結累計期間における当社グループ出退店は株式会社タカハシからの事業譲受による株式会社みちのくアイケアプラットフォームでの出店2店舗および株式会社VISIONIZE買収に伴う店舗増5店舗を含む20店舗の新規出店、12店舗の退店を行い、当社グループの当第3四半期連結会計期間末における店舗数は389店舗となっております。

### 目の健康プラットフォームを通じたM&Aの推進

当社グループの強みを活かした「アイケア」重視のサービス型店舗モデルの一層の強化を図るとともに、その発展系として、同プラットフォームを通じた同業小売店や商品面も含めた周辺領域のロールアップやアライアンス等を推進します。事業規模と領域の拡大を進めるとともに、グループで共通する事業基盤の強化を図ることで、眼鏡小売市場における付加価値需要層領域での競争優位を確立いたします。

当第3四半期連結累計期間におきましては株式会社タカハシより青森県の2店舗の事業譲受と株式会社VISIONIZEの株式取得を実行いたしました。

この結果、小売事業における売上高は19,007百万円（前年同期比22.3%増）、セグメント利益は1,001百万円（前年同期比96.5%増）となりました。

## 2. 卸売事業

当社グループがアイケアカンパニーとして今まで培ったプライベートブランド（PB）商品・アイケアサービス、そしてそのノウハウを、メガネ業界だけにとどまらず、あらゆる業界や分野に向けての情報発信と販路開発を積極的に行うことで、さらなるアイケアニーズの掘り起こしと事業基盤の強化・拡大を図ることを目的として5月1日に株式会社VisionWedgeを設立いたしました。また、2018年8月には世界トップブランドのアイウェアを手掛けるマルコリン社（イタリア）の日本総代理店である株式会社VISIONIZEの全株式を取得し子会社化しました。

この結果、売上高は374百万円、セグメント利益は84百万円となりました。

### 3. E C 事業

E C 事業につきましては、当社グループE C サイト「メガネスーパー公式通販サイト」とAmazon・楽天・ロハコなどのモールE C において、お客様の利便性を追求した質の高いサービスを継続的に強化しております。具体的には、「Amazonログイン&ペイメント」、「ソーシャルPLUS」のLINEログインオプション機能を利用した、LINEアカウントと連動するLINEログイン機能や、E C サイト会員登録と同時にLINE友だち追加ができる機能、会員向けのプッシュメッセージ配信機能を利用した様々なサービスを提供しております。

当第3四半期連結累計期間においては、自社E C サイトにおいてはクーポン施策・コーポレートサイトからの誘導などが功を奏しE C サイトへの流入数が増加、モールE C はAmazon・楽天・ロハコいずれも好調に推移しております。

また、過去に購入したコンタクトレンズ用品を1タップで注文・配送することができるスマートフォンアプリ「コンタクトかんたん注文アプリ」、「コンタクトレンズ在庫検索&取り置き」、コーポレートサイト及びLINEを利用した来店予約など、実店舗とE C サイトを包括するデジタルチャネル、店舗とデジタルそれぞれのチャネル特徴を活かしたオムニチャネル戦略を実現するための基盤構築を推進しております。

この結果、E C 事業における売上高は434百万円（前年同期比21.8%増）、セグメント利益は63百万円（前年同期比12.3%増）となりました。またオムニチャネル戦略による実店舗等への送客等による小売事業における売上貢献額とE C 事業売上高を合算したE C 関与売上高は490百万円となりました。

### 4. その他事業

昨年5月に設立した株式会社Enhanlaboにおいてメガネ型ウェアラブル端末「b.g.(ビー・ジー)」の研究開発・量産化を行っております。2019年4月からの量産・販売開始に向け、パートナー企業との実証実験を行う一方、販売先の開拓を推進しており、この結果先行投資となり開発諸費用の支出によりセグメント損失が74百万円となりました。

## (2) 財政状態の分析

### (資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて315百万円増加し、8,316百万円となりました。これは、主に在庫拡充及び新規出店等により商品が1,931百万円増加しましたが、株式会社VISIONIZEの全株式の取得や新規出店により現金及び預金が1,618百万円減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて1,023百万円増加し、7,076百万円となりました。これは、主に新規出店に伴い建物及び工具器具備品を取得したことにより有形固定資産が512百万円、株式会社VISIONIZEの子会社化に伴いのれんが408百万円発生し無形固定資産が339百万円増加したことによるものであります。

この結果総資産は、前連結会計年度末に比べて1,338百万円増加し、15,393百万円となりました。

### (負債)

流動負債は、前連結会計年度末と比べて1,091百万円増加し、7,930百万円となりました。これは、仕入債務が442百万円増加、未払金などその他流動負債が526百万円増加したことによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて293百万円減少し、5,539百万円となりました。これは、借入金の返済により長期借入金が451百万円減少したことによるものであります。

この結果負債は、前連結会計年度末に比べて797百万円増加し、13,469百万円となりました。

### (純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて541百万円増加し、1,923百万円となりました。これは、親会社株主に帰属する四半期純利益417百万円を計上したこと、新株予約権が76百万円増加したこと、退職給付に係る調整累計額が45百万円増加したことによります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

## (5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

該当事項はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 第3 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	350,000,000
A種優先株式	800
B種優先株式	1
C種優先株式	1,000
計	350,000,000

## 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成31年1月31日)	提出日現在 発行数(株)(注6) (平成31年3月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	226,043,151	226,043,151	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	800	800		単元株式数は1株であります。 (注3)
B種優先株式 (注1)	1	1		単元株式数は1株であります。 (注2・4)
C種優先株式 (注1)	320	320		単元株式数は1株であります。 (注2・5)
計	226,044,272	226,044,272		

(注1) B種優先株式、C種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるB種優先株式、C種優先株式の特質については、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する株式数が変動します。また、その修正基準、修正頻度及び行使価額の下限等については、以下(注)4、5に記載のとおりです。

(2)所有者との間の取決めの内容

権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式、C種優先株式それぞれについて、権利行使可能日についての取決めがあります。

詳細は以下(注)4、5に記載のとおりです。

売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式、C種優先株式については、所有者との間で譲渡制限についての取決めがあります。

詳細は以下(注)4、5に記載のとおりです。

(注3)A種優先株式の内容

(1)優先配当金

当社は、普通株主に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、A種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき16,750円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(2)非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4)議決権

A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5)A種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、A種優先株式発行後、平成29年11月1日以降は、A種優先株式1株につき1,000,000円の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が取締役会の決議で定める一定の日に、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

また、一部取得をするときは、按分比例の方法(ただし、1株未満の端数は切り捨てる。)又は抽選により行う。

(6)A種優先株式の金銭対価の取得請求権

A種優先株主は、平成30年5月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度にかかる定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日(但し、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「取得請求日」という。)に、法令上可能な範囲で、取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金(A種優先配当金を含む。)を差し引いた金額の50%を限度として、1株につき1,000,000円の金銭と引換えに、A種優先株式の取得請求を行うことができる。

(7)会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(8)議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注4)B種優先株式の内容

(1)優先配当金

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき17,500,000円の金銭による剰余金の配当を行う。

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金及びB種優先株式累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(2)累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

(3)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、17,500,000円を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4)議決権

B種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5)B種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

B種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6)B種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、B種優先株式発行後、平成29年11月1日以降は、B種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭の交付と引換えに、B種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、B種優先株式を取得することができる。

(7)B種優先株式の株式対価の取得請求権

B種優先株主は、平成29年11月1日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(1)取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種優先株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2)当初取得比率

取得比率は、当初、606,700とする。

## (3) 取得比率の調整

- (a) 当社は、B種優先株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（B種優先株式）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}$$

- (b) 取得比率調整式（B種優先株式）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(c) に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b) に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b) に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b) に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項(c) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（B種優先株式）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得比率調整式（B種優先株式）の計算については、10の位まで算出し、その10の位を四捨五入する。

取得比率調整式（B種優先株式）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式（B種優先株式）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種優先株式）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

本項(d)のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

- (e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(8) B種優先株式の金銭対価の取得請求権

B種優先株主は、平成29年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「B種優先株式取得請求日」という。）に、B種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、B種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額を限度として、当社がB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付するのと引換えに、B種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、B種優先株式取得請求日に、B種優先株主に対して、取得するB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付する。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) B種優先株式の譲渡の制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注5) C種優先株式の内容

(1) 優先配当金

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、以下に定める算式（以下「C種優先配当金算定式」という。）により算出された額（以下「C種優先配当基準金額」という。）に0.07を乗じた額（ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。以下「C種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「C種優先配当金」という。）（ただし、C種優先株式の発行日の属する事業年度の末日を基準日とするC種優先配当金については、C種優先株式1株につき、C種優先配当金額をC種優先株式の発行日からC種優先株式の発行日の属する事業年度の末日まで（C種優先株式の発行日及び末日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）とする。）を行う。C種優先株式配当金算定式において使用する基準時価は、下記「(6) C種優先株式の金銭対価の取得条項」に記載の基準時価をいう。

$$C種優先配当基準金額 = 2,500,000円 - \frac{C種優先株式の発行日においてB種優先株式の取得請求の対価として交付される普通株式の株式数}{100} \times C種優先株式の発行日における有効な基準時価$$

(2) 累積条項

ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「C種優先株式累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対するA種優先配当金の支払、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対するB種優先配当金の支払、普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金の支払、並びにC種優先配当金の支払に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して配当を行う。

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金及びC種優先株式累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

## (3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき、償還価額（当会社定款第10条の26に定義する。ただし、当会社定款第10条の26第2項における「C種優先株式の取得日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」とあるのは、「残余財産の分配日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」と読み替える。）相当額に、C種優先配当金額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてC種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

## (4) 議決権

C種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

## (5) C種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、C種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、C種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

## (6) C種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、C種優先株式発行後、平成29年11月1日以降は、C種優先株式1株につき次項に定める算定方法に従って算出される額（以下「償還価額」という。）の金銭の交付と引換えに、C種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

C種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、取得に係るC種優先株式の数に以下に定める算式（以下「償還価額算定式」という。）により算出された額（ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。）を乗じて得られる額とする。

$$\begin{array}{r} \text{取得と引換} \\ \text{えに交付す} \\ \text{る金銭の額} \end{array} = 2,500,000 \text{ 円} + \frac{\text{C種優先株式} \\ \text{の発行日にお} \\ \text{けるB種優先} \\ \text{株式1株当た} \\ \text{りの累積未払} \\ \text{配当金相当額}}{100} + \frac{\text{C種優先株式} \\ \text{の取得日にお} \\ \text{けるC種優先} \\ \text{株式累積未払} \\ \text{配当金相当額}}{100} - \frac{\text{C種優先株式} \\ \text{の発行日にお} \\ \text{いてB種優先} \\ \text{株式の取得請} \\ \text{求の対価とし} \\ \text{て交付される} \\ \text{普通株式の株} \\ \text{式数}}{100} \times \text{C種優先株式} \\ \text{の発行日にお} \\ \text{ける有効な基} \\ \text{準時価}$$

償還価額算定式において使用する基準時価とは、当初、平成29年9月15日に先立つ5連続取引日（平成29年9月15日を含まず、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における株式会社メガネスーパー普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）のない日は取引日に含まれない。）（かかる期間を、以下「当初時価算定期間」という。）の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における株式会社メガネスーパー普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする（かかる当初の基準時価を、以下「当初基準時価」という。）。なお、当初時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、当初基準時価は当社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。

また、基準時価は、平成29年11月1日以降において、毎年3月の第3金曜日及び9月の第3金曜日（ただし、当該日が取引日でない場合にはその直前の取引日。以下「修正後基準時価決定日」という。）の翌日以降、修正後基準時価決定日まで（同日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）のない日は取引日に含まれない。）（かかる期間を、以下「時価算定期間」という。）の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正される（かかる修正後の基準時価を、以下「修正後基準時価」という。）。なお、時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、修正後基準時価は当社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。

一部取得をするときは、按分比例の方法（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）又は抽選により行う。

(7) C種優先株式の金銭対価の取得請求権

C種優先株主は、平成29年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。）又は各事業年度末日から7ヶ月を経過した日から当該事業年度末日の9ヶ月後の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該事業年度末日から10ヶ月を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。上記定時株主総会の日から30日を経過した日と併せて、以下「C種優先株式取得請求日」という。）に、C種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、C種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額又は150,000,000円のいずれか低い方の金額（以下「C種優先株式取得限度額」という。）を限度として当社がC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付するのと引換えに、C種優先株式の全部又は一部の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、C種優先株式取得請求日に、C種優先株主に対して、取得するC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付する。ただし、C種優先株式取得限度額を超えてC種優先株主から本項に基づくC種優先株式の取得請求がなされた場合、取得すべきC種優先株式は、取得請求が行われたC種優先株式の数に応じた按分比例（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）により決定する。

(8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(9) C種優先株式の譲渡の制限

譲渡によるC種優先株式の取得については、当社の取締役会による承認を要する。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注6) 「提出日現在発行数」欄には平成31年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年11月1日～ 平成31年1月31日 (注)	9,000	226,044,272	397	10,795	397	795

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

## (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成31年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 800 B種優先株式 1 C種優先株式 320		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式		
完全議決権株式(その他)	普通株式 226,014,000	2,260,140	
単元未満株式	普通株式 20,151		
発行済株式総数	226,035,272		
総株主の議決権		2,260,140	

(注) 1. 普通株式は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、種類株式の内容については、1. 株式等の状況(1) 株式の総数等 発行済株式に記載しております。

2. 単元未満株式の普通株式には当社所有の自己株式9株が含まれております。

3. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成30年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

前第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社メガネスーパーの四半期連結財務諸表を引き継いで作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成30年11月1日から平成31年1月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年5月1日から平成31年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成31年1月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,974,791	1,356,734
売掛金	1,280,938	1,388,978
商品	3,127,595	5,058,734
貯蔵品	36,053	55,301
その他	581,588	456,815
流動資産合計	8,000,968	8,316,565
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	4,823,935	4,884,946
減価償却累計額	3,752,829	3,457,007
建物(純額)	1,071,105	1,427,938
土地	890,935	780,363
建設仮勘定	34,526	33,768
その他	2,959,250	3,023,647
減価償却累計額	2,530,209	2,327,534
その他(純額)	429,041	696,113
有形固定資産合計	2,425,609	2,938,183
<b>無形固定資産</b>		
のれん	59,093	397,069
その他	230,360	232,143
無形固定資産合計	289,453	629,212
<b>投資その他の資産</b>		
敷金及び保証金	2,843,615	2,808,873
繰延税金資産	329,115	464,006
その他	256,289	325,534
貸倒引当金	90,845	89,195
投資その他の資産合計	3,338,175	3,509,218
固定資産合計	6,053,238	7,076,614
資産合計	14,054,206	15,393,179
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	2,021,894	2,464,814
短期借入金	2,000,000	2,000,000
1年内返済予定の長期借入金	400,000	500,008
未払法人税等	53,806	141,513
賞与引当金	81,000	15,000
その他	2,282,556	2,808,993
流動負債合計	6,839,257	7,930,329
<b>固定負債</b>		
長期借入金	3,900,000	3,448,918
退職給付に係る負債	1,808,081	1,813,895
その他	124,698	276,744
固定負債合計	5,832,780	5,539,558
負債合計	12,672,037	13,469,888

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成31年1月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	10,000	10,795
資本剰余金	1,718,806	1,719,602
利益剰余金	419,151	1,344
自己株式	0	4
株主資本合計	1,309,654	1,729,048
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,079	1,391
退職給付に係る調整累計額	179,791	133,819
その他の包括利益累計額合計	177,711	132,428
新株予約権	250,119	326,670
非支配株主持分	106	-
純資産合計	1,382,169	1,923,291
負債純資産合計	14,054,206	15,393,179

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年5月1日 至平成30年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年5月1日 至平成31年1月31日)
売上高	15,899,893	19,816,535
売上原価	5,708,522	7,324,358
売上総利益	10,191,370	12,492,177
販売費及び一般管理費	9,768,283	11,892,875
営業利益	423,087	599,302
営業外収益		
受取利息	781	526
受取配当金	434	417
保険解約返戻金	8,272	-
受取保険金	4,511	7,708
集中加工室管理収入	16,445	11,998
その他	21,081	12,299
営業外収益合計	51,527	32,949
営業外費用		
支払利息	81,459	69,329
その他	10,642	22,193
営業外費用合計	92,102	91,523
経常利益	382,512	540,728
特別利益		
固定資産売却益	-	29,417
立退料収入	5,000	15,000
その他	1,902	2,295
特別利益合計	6,902	46,713
特別損失		
固定資産売却損	-	8,272
固定資産除却損	5,154	44,620
店舗閉鎖損失	1 12,085	1 12,666
減損損失	26,037	18,592
和解損失	-	120,000
その他	7,127	4,715
特別損失合計	50,405	208,867
税金等調整前四半期純利益	339,010	378,574
法人税、住民税及び事業税	35,444	89,933
法人税等調整額	6,382	129,059
法人税等合計	41,827	39,125
四半期純利益	297,182	417,699
非支配株主に帰属する四半期純損失( )	962	106
親会社株主に帰属する四半期純利益	298,144	417,806

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年5月1日 至平成30年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年5月1日 至平成31年1月31日)
四半期純利益	297,182	417,699
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	148	688
退職給付に係る調整額	73,565	79,556
その他の包括利益合計	73,713	78,868
四半期包括利益	370,896	496,568
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	371,858	496,674
非支配株主に係る四半期包括利益	962	106

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

(連結の範囲の変更)

当社は、第1四半期連結会計期間において新たに設立した株式会社VisionWedgeを連結の範囲に含めております。  
第2四半期連結会計期間において8月31日付で株式の全部を取得した株式会社VISIONIZEを連結の範囲に含めておりま  
す。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計  
期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に  
表示しております。

(四半期連結損益計算書関係)

1. 店舗閉鎖損失

店舗閉鎖損失の内容は、店舗閉鎖に伴う解約違約金等であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期  
連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のと  
おりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成29年5月1日 至 平成30年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年5月1日 至 平成31年1月31日)
減価償却費	238,292千円	279,514千円
のれんの償却費	8,926千円	83,406千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成29年5月1日至平成30年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成29年11月1日付で株式会社メガネスーパーによる単独株式移転により設立されました。

この結果、当第3四半期連結累計期間において、資本金が10,000千円、資本剰余金が1,718,806千円、利益剰余金が846,839千円、自己株式が0千円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自平成30年5月1日至平成31年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成29年5月1日至平成30年1月31日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	小売事業	EC事業	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	15,542,382	356,452	15,898,834	1,059	15,899,893		15,899,893
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	5,611		5,611		5,611	5,611	
計	15,547,993	356,452	15,904,446	1,059	15,905,505	5,611	15,899,893
セグメント利益 又は損失( )	509,326	56,882	566,208	30,248	535,960	112,873	423,087

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ウェアラブル端末事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 112,873千円は、セグメント間取引消去 5,611千円及び子会社株式の取得関連費用 6,104千円、報告セグメントに配分していない全社費用 101,156千円であり、主な内容は親会社の管理費用と子会社の役員報酬であります。

3. 親会社の管理費用と子会社のセグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「小売事業」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては26,037千円であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成30年5月1日至平成31年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	小売事業	卸売事業	EC事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	19,007,913	374,321	434,128	19,816,363	172	19,816,535		19,816,535
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	15,587	77,737		93,324		93,324	93,324	
計	19,023,501	452,058	434,128	19,909,688	172	19,909,860	93,324	19,816,535
セグメント利益 又は損失( )	1,001,033	84,835	63,862	1,149,731	74,587	1,075,143	475,841	599,302

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ウェアラブル端末事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 475,841千円は、セグメント間取引消去 648千円及び報告セグメントに配分していない全社費用 475,193千円であり、主な内容は親会社の管理費用と子会社の役員報酬であります。

3. 親会社の管理費用と子会社のセグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「小売事業」セグメントにおいて、閉店を意思決定した店舗の固定資産について減損損失を計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において7,535千円であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、当社グループがアイケアカンパニーとして今まで培ったプライベートブランド(PB)商品・アイケアサービス、そしてそのノウハウを、メガネ業界だけにとどまらず、あらゆる業界や分野向けの情報発信と販路開発を積極的に行うことで、さらなるアイケアニーズの掘り起こしと事業基盤の強化・拡大を図ることを目的として当社の子会社として株式会社VisionWedgeを設立したことに伴い、報告セグメントとして「卸売事業」を新規に追加しました。

また、従来「眼鏡等小売事業」と表示していたセグメントの名称を「小売事業」に変更しております。セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年5月1日 至平成30年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年5月1日 至平成31年1月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	1.53	1.68
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	298,144	417,806
普通株主に帰属しない金額(千円)	55,125	55,125
(うち優先配当金)(千円)	(55,125)	(55,125)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	243,019	362,681
普通株式の期中平均株式数(株)	158,858,529	215,334,798
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1.07	1.57
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	67,851,289	15,600,127
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	B種優先株式 1株 第2回新株予約権 24,200個 第3回新株予約権 68個 第4回新株予約権 32,600個 第5回新株予約権 28,000個	

(注) 前第3四半期連結累計期間における普通株式の平均株式数は平成29年5月1日から平成29年10月31日までの期間については、株式会社メガネスーパーの期中平均株式数を用いて算出し、平成29年11月1日から平成30年1月31日までの期間については、当社の期中平均株式数を用いて算出しております。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年 3月14日

株式会社ビジョナリーホールディングス  
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 弘 司 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 林 直 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジョナリーホールディングスの平成30年5月1日から平成31年4月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年11月1日から平成31年1月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年5月1日から平成31年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビジョナリーホールディングス及び連結子会社の平成31年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。